

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム
(第3回) 議事録

1. 日 時：平成17年4月27日(水) 15:30～17:30

2. 場 所：中央合同庁舎四号館11階 共用第1特別会議室

3. 出席者：

【構成メンバー】阿部博之座長、薬師寺泰蔵議員、柘植綾夫議員

【招聘専門家】石川 浩氏 (持田製薬株式会社知的財産部長)

石川正俊氏 (東京大学副学長・産学連携本部長)

片山英二氏 (弁護士・弁理士(阿部・井窪・片山法律事務所))

隅蔵康一氏 (政策研究大学院大学助教授)

竹岡八重子氏 (弁護士(センチュリー法律事務所))

田島秀二氏 (プレジジョン・システム・サイエンス株式会社代表取締役)

戸田裕二氏 (株式会社日立技術情報サービス取締役社長・弁理士)

中山一郎氏 (信州大学助教授)

本田圭子氏 (東京大学TLO取締役 弁理士)

【文部科学省】伊藤研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長

【農林水産省】坂本農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課知的財産班
課長補佐

【経済産業省】佐藤産業技術環境局大学連携推進課課長補佐

【特 許 庁】月野総務部技術調査課長補佐

○座長 ただいまから「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」、第3回会合を開催させていただきます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

簡単に言えば、研究における特許使用円滑化に関する前回の続きを御議論いただくというところでございます。

事務局に随分いろいろ頑張ってもらいまして、資料を更につくってもらいましたけれども、多分今日お集まりの先生方にいろいろと応援をしていただいたのではないかと思います。

それでは、資料確認から入ってください。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は6点でございます。

まず資料1が、本日のプロジェクトチームの構成員の名簿でございます。

資料2が、本日来ていただいております専門家のリストでございます。

資料3が、前回の御議論を踏まえまして、ケース1について意見の整理をさせていただ

いたものでございます。

資料４が、招聘専門家の方からお出しいただいている説明書でございます。

資料５が、前回の議論を踏まえまして、ケース１、２、３、４の少し修正をかけたものでございます。

資料６が、前回の議事録の案となっております。

本日は、資料３、４、５をベースにして御議論をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○座長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。研究における特許使用円滑化に関する検討ということですが、まず前回御議論いただきましたケース１に関しまして、事務局が意見整理をいたしましたので、資料３がそれでございます。資料３を基に簡単に説明をしてください。

○事務局　それでは、資料３に則しまして、前回ケース１について御議論いただいたものの整理の御説明をさせていただきたいと思っております。

ケース１につきまして、少し復習でございますが、対象となる特許発明は「動物の成長ホルモンを生成する特定遺伝子を発現させた細胞」。これをＡ大学の先生が発明をされて、権利者がＡ大学、原資は国からの補助金となっております。

これを別のＢ大学の助教授の先生が、細胞を培養して、それを生成した成長ホルモンを使用して動物の成長に関する研究を行うという場合でございます。

まず１点目でございますが、特許権の効力が及ぶのかということで、細胞を培養する、成長ホルモンを生成する、動物の成長に関する研究を行うという形ですが、特許庁からいただいた見解は、特許法上、１の培養は生産する行為に当たる。２の成長ホルモンの生成は、使用する行為に当たるということでございます。３は、動物の成長に関する研究でございますので、特許発明は細胞に関するものではないので、そのものの実施には当たらないということでございます。

問題は、この３のための１、２の行為に特許権が及ぶかどうかなんですが、これは及ぶますという結論でございました。その理由は、動物の成長に関する研究というのは細胞自体の試験研究に当たらないので、６９条の例外規定に当たらないということでございます。

ただし、１と２が細胞自体に関する試験研究のためであるとすれば、それは６９条の規定により、１、２は効力が及ばないという解釈でございます。

それにつきまして、取扱いでございますが、その取扱いについて許諾を得ることが必要なのかどうか。それから、契約が必要なのか。使用料の支払う扱いが妥当かという点でございますが、基本的には御意見をいろいろいただいておりますが、整理をいたしますと、及ぶ場合には何らかの使用許諾が必要なのではないかと。それから、法律的には許諾を得ないといけないケースだけでも、純粋なアカデミックユースにとどまっている場合には、研究の指し止めは認められないとしていいのではないかとという御意見もいただきました。

2 ページ目に入りまして、原則何らかの許諾が必要ということですが、そのライセンス料はフリーにすべきという御意見がございまして、その場合でも覚書のような簡単な契約を結ぶべきではないかという御意見をいただいています。

それから、何らかの許諾をするという行為自体でブレーキがかかるので、アカデミックユースについては権利者側である大学が宣言をしてしまったら、それで解決できるのではないかという御意見もいただきました。

海外の費用を特許権者が担っている場合には、いろいろ契約のときに情報開示あるいは権利主張が求められることが多いので、技術の流出が懸念されるのではないかという御意見もいただいているわけでございます。

それから、Q 3 で、細胞を買った場合、通常は特許権の効力は生じるというふうにされているのですが、そのときにどういう取扱いをしたらいいのかということでございますが、意見といたしましては、こういった細胞をビジネスにする場合でも、大学大学の間で覚書を交わした上での独自調達が可能ではないかと。逆に覚書がないと、どこまで許諾を認めていいか混乱するのではないかという御意見をいただいております。

それから、大学は一切許諾をなしに研究を行えるようなアイデアを考えるべきではないか。

この細胞というのは培養することを前提としているので、通常はこの有体物提供契約という形で使用権を得ているという形になっておりますので、通常は第三者に対する再分与はできないというような考え方が妥当ではないかということもいただいております。

それから、Q 4 として、特許権者が民間企業の場合、どう扱うのが妥当かという形でございますが、考えられることとしては、一旦大学の権利帰属となったものを民間に譲渡したということが考えられるわけですが、こういった場合には大学から企業に譲渡するときに条件を付けておけば、特許権者が大学の場合と同様に扱えるのではないかという御意見をいただいております。

従来の個人規則のものを民間に移した場合は、民間の権利と同様に考えたらいいいのではないかということをお願いしております。

アカデミックディスカウントのような形のライセンス料を徴収すべきではないか。その場合でも簡単なフォーマットの許諾契約をつくっておいたらどうかというようなことをいただいております。

それから、Q 1 と同じように、アカデミックユースであれば許諾を得なくてもいいのではないかという考え方がございます。3 ページ目に入っております。

このアカデミックユースというところで、定義をはっきりさせるべきではないかと御議論をいただきました。このガイドラインをつくるに当たっては、このアカデミックユースの考え方をある程度整理しておくべきではないかということでございまして、幾つかのお考えをいただいております。

1 つは、大学内での使用かどうかで決める。ただ、これにつきましては、企業の人が大

学に来て研究するという抜け穴をつくってしまうおそれがあるのではないかという懸念もいただいております。

バイオ研究においてスクリーニングという行為があるのですが、そのスクリーニングの前後で、スクリーニング前であればアカデミックユースであり、スクリーニングの後はノンコマーシャルベースということで分けられるのではないか。あるいは研究者の属性で区分すべきではないか、利益を生み出すかどうかで区別するべきではないかという、さまざまな意見をいただいているわけでございます。

Q5は、使う側が民間企業の研究者である場合という形で考えておりますが、これにつきましては、使用者が民間企業であれば、通常のライセンス料とすべきではないかという御意見をいただいております。

原資につきまして、国費原資でございますが、一応民間資金が入っている場合と考えていますが、基本的には、それは影響していないのではないかという形で御意見をいただいております。一応、民間資金は委託研究が想定されますが、そのときには優先実施期間という設定というのがあるのですが、そのときにもアカデミックユースについては認める形にすべきではないかという御議論をいただいております。一部、運営費交付金が入っている場合にどうかということで、これは結論を左右しないのではないかという整理をいただいております。

この前回の会議のときに、ちょっと前提としては特許法の解釈を前提した形での意見をいただきましたが、その一方で解釈の前提を外した場合に、どうあるべきかという形での整理もしたらどうかという御意見をいただきまして、次の4ページ目に整理をさせていただいております。

この外したときのいただいた御意見としては、ライセンスは特許権者とライセンス使用者が、ともに大学でケース1の試験研究の場合であれば問題なしとすべきではないか。それから、ライセンシーが民間企業であっても、試験研究すべてに権利が及ばないといったようなゆるゆるの解釈をした場合には、そもそも特許を取るインセンティブはなくなってしまうのではないかという御指摘がございまして、いずれにしても69条については特許庁の見解と比べても、一定範囲の縛りがある、すべて及ばないということはありませんという御意見をいただいております。

そういう形で下に少しマトリックスをつくらせていただきました。これは使用权を使う側が大学の場合と民間企業の場合、特許権者が大学の場合と民間企業の場合、利用形態がアカデミックとコマーシャルの場合という形で、少し整理をさせていただきました。

一番上のところでございますが、使用者も大学、特許権者も大学、利用形態もアカデミックであれば、特許権の効力は及ばないというか、自由に使っているというふうに考えるべきではないかというコンセンサスが得られるのではないかというふうに考えています。

それから、下の方の3つ。使用者が民間企業で特許権者が大学、あるいは使用者が民間企業で特許権者も民間企業で、しかも利用形態がコマーシャルのベースの場合には、これ

は当然効力が及ぶというふうに解釈するのが妥当ではないかという、ある程度この意味でもほぼ合意が取れていないかというふうに考えております。

後の紛れの部分でございますが、上から2つ目ですが、大学は使用者で特許権者が大学の場合で、利用がコマーシャルの場合にはどういうふうに考えるのか。使用者が大学の場合で、権利者が民間企業の場合、アカデミックの場合とコマーシャルの場合でどのように考えるのか。それから、民間企業は消費者の場合、特許権者が大学の場合と民間企業の場合がありますが、民間企業だけでも利用形態がアカデミックである場合にはどう考えるのか。こういったところにつきましては、まだ十分議論が尽くされていないという整理でございます。これについて、方向性が絞り込めるのだったら、そういう御議論をしていただければというふうに思っております。

説明は、以上でございます。

○座長 ありがとうございました。

招聘専門家のお一人から、資料4の御提出をいただいておりますので、御説明をお願いします。

○招聘専門家 前回初めて出たわけですが、非常に乱暴な整理なのですが、ぱっと概念的に今どこの部分を議論しているのかというのがわかった方がいいのかなと思ひまして、非常に乱暴ですが、絵にかいたのが(1)です。

これは正確性を犠牲にしていますので、若干いろいろな見解があるかなと思うのですが、整理しなければいけないのは、まず69条1項ということなのですが、これが特許庁の見解の範囲と、ぼんやりと書いてあるのが「判例等」と書いて、特許庁の見解よりももう少し広い分野、部分があるだろうと。

ただ、特許庁の見解というのは、特許庁がおっしゃるいわゆる通説的見解で、これはかなり実は外縁ははっきりしていると。このいろんな事例で積み重なっている判例の方は、この外縁がはっきりしないというのが難点なのかなという感じなのですね。とにかく、まずこのところでは、例えば、その使用形態がアカデミックかアカデミックではないかという議論はしていません。だから、アカデミックなものでも、例えば、特許庁見解によれば、69条の1項の保護の範囲に入らないという部分が出てくると。

今度は逆にコマーシャル、アカデミックではないコマーシャルだという場合であったとしても、69条1項だという範囲に入るという場合が出てくるとというのが、まず69条1項の議論だということですね。

前回の中で出てきたアカデミックの概念は、ちょっとそれとは少しずれていると。この赤丸の範囲がアカデミックで、この網かけの部分がアカデミック外だということなのですね。だから、アカデミックで、かつ69条1項範囲内であれば、これはもうだれが議論したって問題なく保護される範囲であるということなのですが、ここで69条1項について、特許庁の見解を取るのか、そうじゃないのかということについて、議論はあるんでしょうけれども、大事なことは、ここで議論することは大学側から見てと言いますか、大学や公的

研究機関とかを中心にして考えたときには、最低限どの範囲というのは非常にまず大丈夫なのかという議論だとすれば、このアカデミックの赤丸のところと特許庁見解のところの外周ですね。この部分は、多分保護してもいいのではないかというコンセンサスが得られるところなのかしらと思って、ちょっとこれを書いてきました。

ですから、例えば、資料3の先ほど一番最後のページでマトリックスが出てきたときに、例えば、使用者が民間企業で特許権者が大学であるときに利用形態が、これはアカデミックとコマーシャルを対立させているのですけれども、仮にコマーシャルだとしたときに、及ぶとしたときも、しかし、これは別に及ぶと書いてあるけれども、要するにアカデミックの赤い円の外であっても、その69条1項の中であれば及ばないという結論になるので、そこだけはちょっと注意して議論をした方がいいかなという意味なのですね。それが資料4の左の図の説明です。

右側は、そのアカデミックユースの定義をするのは多分すごく難しいし、はっきりとした定義ができるかどうかはわからないし、漠然とした、ある程度考えの筋道みたいなものを示せば十分なのかもしれないんですが、アカデミックユースというのは研究というものに着目した概念なので、では、国際的に見て研究というのはどういうふうに分類されているんだろうというのが、OECDの資料から引っ張ってきました。

OECDは研究を論じるときに、基礎研究、応用研究、開発研究というふうな言葉を使っています。基礎研究というのは「特別な応用、用途を直接は考慮しないで、仮説や理論を形成するために、または現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的または実際的研究」。

今度、開発研究というのは、「基礎研究、応用研究および実験の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入または既存のこれらのものを改良を狙いとする」ということで、多分アカデミックユースといったときに基礎研究というのは、まず普通入るんだろうなという感じがします。

例えば、「開発研究」というのはバイオの分野では一体何だろう。例えば、スクリーニングをした後の化合物の製剤化だとか、この辺というのは応用研究なのか開発研究なのかと。

やはり一番非常に議論が出るんだろうが、この応用研究のところが実は非常にフィールドが広くて、ここが一番本当はいろんなケースがあり得るのかなという感じがちょっとしております。これは一つの考え方のたたき台ということで、今日はお示しさせていただきました。

○座長　　ありがとうございました。

では、今から御議論いただくんですけれども、資料4について、せっかくお出しいただいたので、少し意見交換しましょうか。

今の資料4につきまして、私は若干困ったなと思うのは、OECDの研究の分類というのは、私はいつも余り賛成していないと言って歩いているので、その人間がこれをやるの

は困ったなど。総務省かどこかもこれを使っているんですね。

だから、つまり、簡単に言いますと、基礎研究の中もいろいろあって、確かにここに書いてあるのはリニアモデルというんですけれども、基礎研究の中でも特別な応用、用途を直接考慮する基礎研究というのがありまして、そういうのをどうするかというパスツール型基礎研究などというのはそうなんですけれども、そういうようなことがあるものですから、皆さんがこれに従おうと言えば、1つの整理かもしれませんけれども。

○招聘専門家　そういう意味で出したのではなくて、要するに、例えば、この研究の分類の仕方についてはいろいろ議論をした方がよろしいと思って、ただ、要するに前回の議論はアカデミックユースと言ったときに、では大学でやる研究ということなのかとか、いろいろ出たものですから、そういうことなんだろうかという意味で研究の内容と言いますか、性格に着目した考え方というのが、例えば、こういうものが例えばあるし、ほかのものもあるだろうしという意味でお出しただけですから、余りこれにはこだわっていただかなくて結構です。

○座長　おっしゃる問題提起は、私はそのとおりだと思いますのは、赤丸でアカデミックと書くことまでは容易ですけれども、このアカデミックの赤丸の外と中を区別しているのはどこかというのは非常に難しいので、多分その一つの手がかりとしてOECDをお出しになったんだと思うんですが、おっしゃるように何らかのアカデミックユースということを我々が例えば、ガイドラインの中で何か言っていくとすると、何か言わなければいけないですね。あるいは、それは大学にお任せしますという言い方もあるかもしれませんが、わかりました。

では、そこは御心配になっているようにアカデミックユースのデフィニションというのをどうするかというのは大きい問題だと思います。

もう一つは、せっかく特許庁の人が来ていますが、こういう考え方の漫画の整理がありますけれども、特許庁からご覧になってどうかと。これは困るとか、そうでないとか。

○特許庁　今、御提案いただいた資料4の赤丸と青丸の部分ですけれども、確かに位置づけとしては、恐らくこういう形になるのではないかと考えております。

特許庁の見解と書かれている青丸の部分は、前回の産構審の報告書によりますと、外縁はかなり明確になっておりまして、ただ、それはアカデミックかどうかという観点で切り分けているものではございません。したがって、アカデミックの部分と一部重複しつつも完全に交わるものではないと。

例えば、コマーシャルユースであっても、その試験研究が改良発明のためのものであれば、コマーシャルユースのものであっても例外として認められるというところで、アカデミックユースよりはみ出た部分もございますし、逆に大学での学術研究において使うものであっても、ただ単にツールとして使用するだけであって、ほかの研究の道具として使うだけであれば、アカデミックな範囲の中であっても特許庁の見解の中には入らないと。位置づけとしては、このような形にはなるのではないかと考えております。

○座長 ありがとうございました。

資料 4 について、何か御質問は。

○事務局 この 69 条 1 項の判例等の点線で書かれている部分が、アカデミックの赤丸を包含しているというのは、何か意味があるのでしょうか。

○招聘専門家 これはまだアカデミックについての判例がないので、これは正直言ってよくわからないところです。だから、もしかしたら、これはアカデミックは赤丸が点線よりもはみ出る可能性はなきにしもあらずです。何しろ点線でわざと書いたのは、この外縁がわからないですよという意味なので、要するにこれだけは伸縮可能な線だと考えていただければいいかなと思っています。

○特許庁 多分、69 条 1 項の点線の枠というのは、その文言どおり試験研究が全部 OK だと解釈したときの枠ということで書かれているのではないかと。

○招聘専門家 そうではなくて、判例はいわゆる通説的見解と言われているものとは若干違う判断過程で、というか具体的な事例に即して当たるとか当たらないとかいって、その論拠がどうだということまで非常に明確に示しているわけでは必ずしもなかったりするので、その意味です。

○座長 この「判例等」の「等」というのは何ですか。

○招聘専門家 そうですか。では、「等」は消してください。済みません。

○座長 何か御質問はありますか。余りこればかりやっても本来の目的からずれますので、非常に重要な、頭の中を整理する意味では、いい御説明だろうと思いますけれども、かえて混同したなどと言われると困るから。

はい、次の招聘専門家の方、どうぞ。

○招聘専門家 1 つ質問させていただきたいんですが、例えば、既に試薬とか研究用の機器として大学等に納入されているようなもの。これで特許権でカバーされている製品試薬等については、この 69 条 1 項は、この点線の可能性が高いという前提でやはり書かれているのでしょうか。そういうものも想定しなければいけないのではないかなと思っていますのですけれども。

○招聘専門家 済みません。これは本当に思い付きなので、もう少しブラッシュアップをする必要があると。これは要するにスタティックな絵なので、動画的なイメージでこの点線を実は書いているものですから、例えば、こういう場合は除外されるのではないかとといったことはあるのではないかなと思いますけれども。

○招聘専門家 それから、もう一つ。この 3 つに分けておりますけれども、この細かさというか、このレベルで分けていきますと、実は第 4 の研究分類というのがあって、医薬品などがそうなんですが、実質的に許認可を得るための、これは研究と言っているのがどうか分かりませんが、試験というのがかなり膨大な試験を医薬品業界でやっていますので、それはちょっとこの 3 つとも、また区別して考えた方がいいのではないかなと思われるレベルがあるということをコメントさせていただきます。

○座長 余りこれを議論していてもリファインされませんので、むしろ全体を議論していくと、もう少しリファインしたものをおつくりいただけるかもしれないので、そういうことで先に進ませていただきたいと思います。

それでは、事務局が整理したものをもう一回戻っていただきますと、資料3です。資料3はケース1として、若干復習しますと、国からの補助金による発明であるというケースがずっと民間、民間と言っているけれども全部国からの補助金というのが生きているわけですね。それで、そのQ1のところに特許法上特許権の効力が及ぶかというのは、これは特許庁の見解について整理をしてもらっているわけで、まずその特許庁の見解を尊重した場合にどうなっていくかということがずっと書いてあるわけですが、例えば、Q2のところで、この使用について、どのような取り扱いをすることが妥当かどうかということで、この使用について特許権者の許諾を得ることが必要か、許諾を得ていない以上、B大学助教授は研究を行うべきではないと言えるか。使用許諾契約を締結する必要があるのか、使用料を支払うことが妥当かというようなことが書いてありますが、これについて、答えも下の方に書いてあるわけですが、答えが要するにユニークソリューションになっているわけではありませし、しかも「ではないか」とか書いてあるわけですので、この辺について、これは前回いろんな御議論をいただいたことの整理ということで書いてもらったと理解していますので、どうでしょうか。この意見の中でやはりここを考えるべきであるという、その辺はいかがでしょうか。どうぞ。

○招聘専門家 あの錯綜した御議論をよくこうやってまとめていただいたなと思って、事務局さんの労力に非常に感謝いたします。

資料3の一番最後のページに「今後検討すべき事項」とマトリックスが書いてあって、これがある意味でわかりやすい整理になっていると思います。

ちょっと自分が前回お話ししていたことは、特許権の効力が及ぶかどうかという議論と、では、及ぶとした場合に、では、差し止めもできるという議論になるのか。つまり、行われている基礎研究を差し止めるという議論になるのか。あるいは及ぶのだから、実施料は取るんだという議論になるのかということをもう少しちゃんと分けて考えた方がいいのではないかという感じがちょっと前回したので、それで前回の議論でも差し止めまでは認めるべきではないのではないかという議論をさせていただいていたんです。

だから、この中のマトリックスの一番上で、大学、大学、アカデミック、及ばないといったときに、特許庁の見解で言えば、厳密には及ぶかもしれないと。及ぶ場合もあるし、及ぶ場合もあるだろうということになると思うんですけども、ただ、どちらにしろ差し止めはやはり認めるべきではないし、ロイヤルティーはフリーで行くべきではないかという、この結論にはどうも変わらないのではないかということなのではないかと思います。

そのところが、これから先、もう少しケースを議論していくときに及ぶかどうかという議論のレベルと、差し止めまで行くべきかとか、あるいは実施料まで払うべきかという議論を、少し議論するときに、そこを意識して議論をした方がいいかなと。そうでないと、

及ぶと言った途端に全部行けるんだという話になるし、ちょっと乱暴かもしれないと。裁定実施権と強制実施権という議論も当然あり得ると思いますが、ただ、そこまで議論する必要もなく、もう少し何とかなる部分もあるのではないかなと、ちょっと思った次第です。

それから、このマトリックスの下2行が民間企業同士のことなんですが、これというのは要するにここのプロジェクトチームのミッションの範囲がどこまでかということがちょっと気になりまして、民間同士の議論をどこまですべきかというのは共通理解があった方がいいのかしらと。これはやり方によっては、すごい甚大なる影響を及ぼすような気がしますので、ちょっとそこが気になったところです。

○座長　　ちょっと確認をしますが、このマトリックスは特許法の解釈が特許庁の、先生がお書きになった青の楕円の外にあるのではなくて、この特許庁の見解がないというか、とらわれないという場合のマトリックスですから、このマトリックスは資料3の1ページ、2ページのところには及ばない。整理として。

ですから、まず特許庁の解釈に立った場合と、特許庁の解釈を変更して、どなたかがおっしゃっているような学説も含めて、特許庁の見解を考えなくてもいいという場合とに分けて、後者がマトリックスとして整理をしてくれたと理解しています。

○招聘専門家　　そうすると、特許庁の見解に立ったら、アカデミックユースという概念はもうないということですか。そういう意味ではなくて。

○座長　　いえ、そんなことはなくて、この間の議論は、私はこういうことではないかと思うんですが、特許庁の見解に立った場合であっても、大学は教育研究において、本来の責任を果さなければいけませんので、大学の研究の自由が著しく損なわれるということとはよくないし、ただし、全く野放図に研究をしていたのでは、場合によっては引っかかってしまうことがあるかもしれないので、それをどうしたらいいかということが、その特許庁の見解に基づく場合の議論のポイントではないかと。特許庁の見解はありますと。その見解の法解釈はいろいろあるかもしれませんが、非常に硬直的に理解する人がいるとすれば、大学の研究はものすごく縛られてしまうので、しかし、それは世界的に見ても非常に問題がありますから、できる限り本来の研究の自由を担保するとすれば、どういうふうなガイドラインをつくったらいいか。あるいは見解を出したらいいかということだろうと思うんです。

ですから、簡単な許諾をしていた方がいいのではないかという御意見の人もいたかと思えますし、一般の研究は何もしないでという御意見の方もいたかもしれませんが、ただし、お金もうけにつながるようなのは、やはりそれはよくないだろうという御意見もあった。その辺、いろんな御意見をいただいた上で整理をしてくれたと理解をしています。

ですから、特許庁の見解のよしあしとか法解釈はちょっと置いておいて、特許庁の解釈の基で、それが有効だという場合に、しかし、大学として、どうあるべきかという。それから、何にも手立てをしないと、やはりおかしいのではないかというような。

○招聘専門家　　まず技術移転の側面から、例えば、一番最後のページのマトリックスの一番上の。

○座長　　マトリックスの前に、これは特許法の解釈を変更する場合ですから、その特許庁の言うとおりの場合を先に御議論いただきたいんです。

○招聘専門家　　済みません。違う意見を言おうと思ったんですけれども、ガイドラインでフォローするというケースであれば、1点、ケースを考えなくてはいけないのは、例えば、資料3でケース1として挙がっている、この場合なんですけれども、大学が特許権者であって、別の大学が使用者になるケースかと思うんですが、このケースで例えば、特許権を取る。独占権を与えられているというのは、きっとその特許権者が使用するであろう、活用するであろうということで、本来、特許法というような権利を与えていると思うんですね。

　　実際、その活用というのは何かという技術をいかに広げているかというところで製品として売っていったりとか、その売った利益が還元されて次の発明を生み出してくれるであろうということで、独占権という保護を与えているかと思います。その場合に大学がそこまで活用ができるかとなると、やはりそういう生産というか、製品販売とか、そういうような機能というのは企業のような形では持っていないと思いますので、やはりそこだけで独占権を保持して他者に使わせないようにするというのは、やはり研究の側面で支障が出てくることもあるかと思います。

　　そういう意味で、他大学が使用するということは無償で使わせるという側面があっていいかと思います。

　　ただ、許諾に関しては、やはり特許権者が管理するという意味では、実施許諾はあった方がいいと思いますし、一般的に大学が特許権を取るというケースでは、やはりそれは利益になるから特許権を取るということがあると思いますので、その利益というのは技術移転という形で主に利益を見越しているわけなんですけれども、その場合、第三者に実施許諾をする。その場合に通常実施権、専用実施権。そういうものを許諾するために大学は恐らく特許権というものを費用を投下して取得していくということがあると思いますので、特許権が取られているようなケースであれば、実施者がいる可能性も考えた方がいいとは思われます。ですので、アカデミックだったら、だれでも使えるかということ、そうなると、やはり実施許諾者とかその辺のところの利益も一応考慮には入れなくてはいけないと思いますので、必ず何らかの特許権者の承諾というのは必要ではないかなというふうには思います。

○座長　　何らかの許諾は必要だということですね。使用料どうですか。

○招聘専門家　　使用料という意味でも、結局、特許権を持っている意味が何の意味があるかというところを考えなくてはいけないところなんですけれども、そこから必ず使用料を取るとなると、やはり研究費というか研究がストップする可能性も考慮しなくてはいけないと思うんです。

です。例えば、その研究によって何か利益がもたらされた場合に、何か還元をするとか、そういうこともできるのではないかというか、成功報酬的なというか、そういうケースもあるのではないかなと思うんですが。

○座長 わかりました。

では、次の招聘専門家の方、どうぞ。

○招聘専門家 前回の議論に参加していないのであれなんですが、この場合に純粋なアカデミックユースというのは、どういうものを指しているかということについては概念に統一があるのでしょうか。

○座長 まだないんです。今日詰めていただいて。

○招聘専門家 それをどういうものをアカデミックユースと言うかということをもみんな共通の概念を持たないと、議論が非常に収束していないような感じがするんですけれども。

アカデミックユースというときに、例えば、大学が研究をするために使うというようなものを多分念頭にみんな置いているんだろうと思うんですが、ただ、突き詰めて考えると、勿論、民間の企業も基礎研究をやっているわけで、民間の企業の方が例えば、基礎研究について雑誌に発表されて、特許申請はしないというようなものもアカデミックユースと言えばアカデミックユースになるのではないかと思いますし、逆に大学でやられても、それについて将来、投下資本に対する利潤を得たいと思って特許申請をして、それをライセンスをしていくということになれば、果たしてそれがアカデミックユースかということ、そうでもないような感じがいたします。

その辺をどういう大学という1つの判断でくくるのか、それとも社会に対する無償の供与、いわゆる研究成果の供与ということは無償で供与するということに重きを置くのか、その辺りで大分違ってくるのではないかなという感じがいたします。

○座長 その辺は難しいところですね。どうぞ。

○招聘専門家 今のことに関連してなんですけれども、例えば、先ほどのマトリックスの中でアカデミックとコマーシャルというのが書いてありますけれども、これは厳密にはその定義にもよりますけれども、アカデミックとコマーシャルがはっきりどちらかに分かれるというのではなく、コマーシャルな研究の中にもアカデミックな研究があると思いますし、厳密に分ければ、コマーシャルとノンコマーシャル、ノンアカデミックとアカデミックということだと思えます。

ですから、それぞれアカデミックとコマーシャルの定義というのは同じではないと思うんですけれども、それをここで定義しないといけないというか、例えば、ガイドラインのようなものをつくった場合にはわかりやすい線が引かれないといけないと思うんですが、それに関しては、私は前回も申し上げましたように、本質的な定義というよりはガイドラインの中で切り分ける切り分け方として可能なものは何かというような話しをしていった方がいいと思うんですけれども、それは恐らくこの資料3の3ページ目の上の方に書いて

あることというのは、前回、私が発言したことがここにまとめられているのだと思いますけれども、一つの切り方として、大学か公的研究機関か、それ以外かというような場所で区別するとか、あるいは研究者の属性で区別するというような切り方、あるいはコマーシャルとノンコマーシャルというのは少し特許出願をしているかとか産業用を目的としているかとか、そういう聞き方だと思うんですけども、今考えられるのはここに書いてあるぐらいなんですけれども、そういった要はガイドラインにしたときの客観的にわかりやすい切り方ということを考えないといけない。

このバイオにおいて、スクリーニング前後で分けるというのは、スクリーニングに関連する研究はいいですけども、そうしたら、その全部の分野について、これが基礎でこれが応用だというような切り方をするかということ、それは余り現実的ではないですので、実際には、やはり組織、機関あるいは特許出願しているかどうかというようなことしかないかなと現状では思っています。

○座長　この属性というのは、大学の研究者か企業の研究者かとか、そういうことを言っておられるわけですね。

○招聘専門家　はい。

○座長　恐らく今ここでおっしゃっているのは、大学内での使用かどうかという区別と、今の研究者の属性という点と、利益を生み出すかどうかですか。ノンコマーシャルかコマーシャルかという切り口で分けていく。1つで済めばいいんですけども、1つでは済まないかもしれないですね。わかりました。ありがとうございました。

どうぞ。

○招聘専門家　では、民間企業という立場で一言述べさせていただきます。先ほど、座長がおっしゃっておられたと思うんですが、この民間企業という定義は、特許権者の場合は、先ほど御発言があったように、国費が何かしら入っている研究で権利者が民間企業ということでしょうか。それをちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。

もう一つは、使用者の方の議論です。これも一応国費が入っている民間企業と考えるのか、この使用者の民間企業はもう全然関係なく、国費とは関係ない民間企業も想定されているのか。

それとも、あともう一つ、大学と企業との共同研究とか受託研究とか、そういった場合は、いわゆる民間企業に該当するのか。では、権利が共有だった場合はどうなってくるのかなど、そこのところをもうちょっと丁寧にきちんと整理をしていく必要があると思います。

○座長　そのとおりだと思いますので、事務局はできるだけそういう方向で分類をしていますので、共有特許などの場合は、共同研究で後で出てくるんです。ですから、今、とにかくいい大学、発明者も大学で使用者も大学だというケースについて、どうですかという。

民間の場合には、非常に難しくなりますので、まずここから答えを出したいというのが

事務局。あと、まさに専門委員がおっしゃったようなことを一つひとつやっていきたいと思っています。

○招聘専門家　これは解釈論を長くやってもらちが明かないと思うんですが、前回のまとめの中でどなたか発言したか余り覚えていませんが、これは国費原資ですので、何ができるかということを考えますと、国費原資の予算を配分する際の条件づけということが国としてできるアクションだと思うんです。この中で条件づけしてしまえば、この解釈論を超えた解決策が出るのではないかという気は少しいたします。

それと同じように国ができることは、そのときの条件づけだと思います。例えば、国費原資に関しては、こうこうこういうふうな運用をなさいというバイ・ドール適用の条件と同じような条件づけをしてしまえばいいんだと。

それから、大学が何ができるかと言いますと、大学が持っている大学側に使用権があるものに関して、それを他大学あるいは大学内のいろんなところに、ライセンスングと言っているのかわかりませんが、使ってもらう際に、これも条件づけすることは、大学側のイニシアティブを持ってやれるということなので、これはこの中には書いてあるんですが、大学側が宣言するとか条件づけで、研究利用というのは、例えば東京大学はこういう定義のものに関しては自由に使ってよろしいですというようなことを言ってしまえば、お互いの大学でうまく使えるということが出来る。これもやはり大学で取れる唯一のアクションになる。我々が管理権がないというのが、外から入ってくるものに関しては管理権がないので、それに関してはひたすらお願いするという立場だと思うんです。

その何ができるかという地点から、もっと言えば建設的に考えていかないと、これは解決策がないのではないかという気がいたしまして、その解釈論よりはそちらへ進んでいただければと思います。

○座長　私も賛成です。今の御反対の方がおられればに御反対の方がいたら、御反対の方だけ御発言をお願いします。よろしければ、そういう方向で。

○招聘専門家　全然反対とかではないですけども、民間の立場として、やはり特許というのは実際に商業化するときの問題です。このガイドラインの話というのは国費を使っていて、それでそれをいわゆる国の中で自由闊達に使えるかどうかということをどうやりやすくできるかです。

ですから、結局それはもういろんな条件があって、国も大学ももうけようとしているわけですし、その技術に民間企業も入っているし、非常に錯綜していて簡単には色分けできませんね。

ですから、逆にコマーシャルとは何ぞやという原理原則をいわゆる簡条書きでしたためるとか、そちら側からやはり枠を設定する方がやりやすいのではないかと思うんです。

特許問題というのは、要するに商業化をどうするかというときに起こる問題であるわけですから、そういうものに関してはちゃんと正確に話そうと。そのほかの国の原資とした技術に関しては自由に使おうという非常に明快な線をそういうところで引いていく方が単

純ではないかと思います。簡単にいろんな線の色分けしたりなんかして、民間が入り国の大学の先生、大学の先生があちらに移ってこちらに移って、なかなか簡単にはいかないと思うので、そう思いますけれども。

○座長 御発言も明快だと思いますが、今のご意見は、その前の招聘専門家がおっしゃったことと別に私は矛盾しないことではないかと思います。

それから、今のご意見は、その前の招聘専門家の意見のようなそういった国なり大学で何ができるかというときの一つの判断基準として、今、おっしゃったようなコマーシャルについて、そのときはもう、そのうちコマーシャルという範疇に入った場合は、きちんと契約もするしお金も払うと。それ以外は自由にやっていただいてもいい。簡単に言えば、そういうような精神で国として、どういうメッセージが出せるか、大学としてどういうことができるかということをやっていくという理解でいいのでしょうか。

○招聘専門家 ただ、自由に使うにしても、その許諾は要すると思うんです。これは論文ではありませんから、この先生の国の原資として興ったこの技術を私はこう使いますよと。それで原資をもらった先生には初めから、あるいは既存のものにも、それに合意するということをやはりきちんと納得させて、それで使うときには間違いなく許諾をする必要はあると思います。

それで、助成金などがA先生、B先生と出た場合は、B先生も一定の利益をA先生側にも渡すとか、だから非常に単純なフォーマットでいいと思うんですけれども、論文ではないので許諾の必要は絶対にあると思います。

○座長 許諾も使わないでやる方法があるかどうかという御意見は今回も前回あったかと思いますが、今のようなことだと、どうですか。そう単純には行かないということもあるかと。

どうぞ。

○招聘専門家 こういう連鎖を、アカデミックユースを何というかは別として、とりあえず自由に使えると。そういうカテゴリーのものを逆にアカデミックユースというと考えまして、国から出したこういうものについては、それを使う人が更にアカデミックユースについて自分の成果を開放するのであれば、自由に使って結構ですと。そうでなくて、そこは制限したいという人に対しては、許諾を取りなさい、あるいはお金を払いなさいというふうなプリンシプルで統一していくと、ずっとつながるような感じはいたしますね。

○座長 それは応援的御発言ですね。

どうぞ。

○招聘専門家 基本的には、許諾が要るのかどうかということについてです。今、ケース1ですから、大学と大学という場合ですけれども、当然簡単な許諾であればそれもいいと思うんですが、せっかく、いわゆる不行使宣言のようなものを入れたらどうかということをおっしゃっておられるわけでありまして、それは要するに、まさに一種のオープンソースのような世界、ソフトウェアのオープンソースは権利を持っているけれども、コピー

していいですよというのを自分から権利者が宣言をする、そういうことやろうという大学があっても、それは構わないと思います。

したがって、ガイドラインがどこまで決めるというときに、恐らくミニмумスタンダードとベストプラクティスという形に分けるとするならば、ミニмумスタンダードとしては許諾が要るのかもしれませんが、大学の判断で、どう定義するかは別ですが、アカデミックについては権利を行使しないという、それはそれでベストプラクティスとしてエンカレッジするというのもあっていいのではないかと思います。

○招聘専門家 大学の仕事と産総研などの公的研究機関の仕事をやはりしておりまして、やはり非常に多数特許を持っておりますので、しかも相手方が、例えば大学の先生だったり、あるいは別の公的研究機関だったり、そういうときに全部許諾が必要かという、やはりなかなかそれも一律に言うべきことなのかどうかというのは、実際問題としてあります。

ですから、何かどちらかに決めるというよりも、要するに先ほどベストプラクティスとおっしゃったんですけれども、要するに1つの公的研究機関、大学同士のライセンスフリーな世界が1つあって、宣言するというのも1つのベストプラクティスなのではないかという形で書いていただいて、それがならなかった場合にも、でもこういう許諾はこうでしょうねという書き方であれば、非常に実務的には使いやすいガイドラインになるのではないかなと思います。

○招聘専門家 私もベストプラクティスとしてアカデミックユースに関して、例えば大学が持っている特許権の不行使宣言をするというようなことに関しては、ベストプラクティスとして書くということには賛成ですし、その許諾に関しては、私はできる限り許諾は得るべきなのではないかと。

というのは、許諾とライセンス料を払うということをセットにして考えると、別にお金の支払いもないので許諾は必要ないのではないかという考え方になるかもしれませんが、一方で、一回取り外して考えてみると、許諾というのは要は何がどれだけ使われているかということの記録になるわけですから、これはやはりアカデミックコミュニティのルールとして、引用度というのを一つのインセンティブとして研究が進むということをここに逆に適用して、やはり全体として特許の取得を奨励するということがあって、そして、特許を取って、その上でフリーに使わせるんですけれども、その使用するときには何を使っているかというのをカウントできるようにして、よく使われている特許を持っている大学なり発明者なりは、ある程度それが何らかのアカデミックコミュニティでの評価につながっていくというような趣旨の下で許諾を、完全に何も言わずにというよりは、何か宣言するなり登録するなりして使うようにするというのがよろしいのではないかと思います。

○招聘専門家 ですから、逆に、もしかしたら考え方は皆さん非常に似ているのかもしれないですね。仮にベストプラクティスとして大学側とか公的研究機関の側が一方的に宣言した場合であっても、つまりそれは差止は勿論ないし、ライセンス料はフリーだよとい

うことになるんですが、先ほど、招聘者のお一人がおっしゃったような管理という意味での問題がやはり残る。

そうだとすると、仮にベストプラクティスと宣言したとしても、仁義という言葉なのかどうかよくわからないんですけれども、やはり使うときには、許諾というのは相手方にイエスと言ってもらうところですね。そうではなくて、宣言した場合には、しかし、使っていますよということを相手方にノーティス（通知）するということは、やはり出てくるのではないかということだと思います。

○招聘専門家　原則論というかベストプラクティスというか、大学間はフリーに特許を使いましょうという考え方には賛成なんですけれども、では条件が何もないかと言ったときに、特許は何のための出すのかということを考えていったときに、最終的には企業に使ってもらったり、あるいは企業に限らず、まず情報を公開する、技術を公開するということ。そして、その情報を基に産業化のどこかで収益を上げてもらうということを考えた場合に、大学の持っている特許というのは広く使ってもらうケースばかりではなくて、産業界においては独占させたいというケースがあると思うんです。その芽を明らかに奪ってしまうような書き方はよくないと思っています。

ということで、そうしませんと、逆に大学間で、この特許は自由に使えるということになれば、大学に人を送り込んで、あるいは大学に委託研究をすれば研究を全分やってくれるのかというふうな解釈もまた成り立ってくるかもしれないと思います。

そのときに、今度は企業独占権を得るインセンティブが、産業化をするインセンティブがそこで失われてしまう可能性があるのではないかなということも考えますので、一定の条件つきでアカデミックユースをどう定義するかなんですが、基礎的研究と言いますか、アカデミックユースに限っては自主的にフリーだというような合意が望ましいのではないかと思います。

○座長　全くおっしゃるとおりで、やはり特許の本質を根こそぎ損うようなことはやるべきではないと思います。ですから、今のお話を伺っていますと、1つの整理の仕方として、原則は許諾が必要なんでしょうけれども、大学の御判断で、例えば不実施宣言というものをやることができるとか、勿論その中身はいろいろあるわけですが、対象はあくまでもノンコマーシャルに限っての話ですけれども、そういう整理の仕方と、それからもう少し不実施宣言というのを先に出した方がいいという御意見もあるかもしれない。

しかし、許諾については、許諾が必要な場合がありますよというか、許諾が原則であるけれども不実施宣言をするという言い方なのか、そういう辺りも整理をしていく必要があるかもしれませんね。

いずれにしても、今のような御意見でどうでしょうか。実際に文章を書いたときに、またいろいろ練っていただく必要がありますけれども、こういう心配があるから、ここはこう書けということは、原則的にはそんな感じでノンコマーシャルはいいでしょうか。

事務局、どうですか。余りイエスと言われると困るので。

○事務局 整理学上は非常にクリアになったというふうに理解しています。

○座長 そうすると、事務局としては、次の御議論いただきたいのはどういうところですか。使用料ですか。

○事務局 お金の場合というよりも、当事者の広がりについて少し御議論をいただいて。

○座長 当事者の広がりとはどういうことですか。

○事務局 例えば、Q 4 のところで、特許権者が一部民間企業が入っている場合で、大学のアカデミックユースを考えていただいて、そういう順番で。

○座長 わかりました。すると、今、御議論いただいて、何となく原則的に共通認識が出てきたのは、発明者は大学で、これは私は国立大学だけではなくて、私立大学も含めていただきたいと思いますが、それで急に違うと言われると困るんだけど、ただし、国からの補助金であるということですが、今、1 ページはAもBも大学であると。そうではなくて、今度は民間企業が入ってきて、しかし、国の補助金であるという場合にどうかと。

これもコマーシャルであれば、全くきちんとしたことをやらなければいけないんですけども、民間企業が入ってきてノンコマーシャルということを事務局は聞きたいんですね。そういうときに、今の共通理解をどう応用したらいいか。あるいは応用できないのなら、できなくてもいいんですけども。イメージとしてどういうことなんですかね。

○事務局 例えば、T L O が技術移転をして、大学の権利をどこかの企業あるいはベンチャー企業に権利を移しましたと。そこは権利を持っている者に対して、違う大学の先生が自分の研究のために使うということについて。

○座長 すると、A が民間ですね。

○事務局 はい。

○座長 A が民間でB が大学、その場合はどうかという1つの件。いかがでしょうか。どうぞ。

○招聘専門家 非常に特許の対象となっているものによって、それはいろいろケース・バイ・ケースになってきてしまうのかなと思うんです。この1のケースで行くと、例えば、試薬会社とか細胞を売っているような会社に技術移転をした場合に、アカデミックの人が自由に使っているとなると、では、だれが買うのかという話になってしまっていて、そもそも技術移転をしたときの実施者が利益を得られるかという問題もあると思うんです。

ですので、一律に議論できるかどうかというのは、ちょっと私は今どういう整理をしていくべきかというのが難しいなというのをまず今のお話しで感じました。まずそれをお伝えしたいなと思いました。

○座長 そうかもしれないですね。

今のケースは、発明者が本来大学にあったんだけど、民間に技術移転して、そこが特許権を持っていると。あるいは特許権の実施権を持っているというケースですね。

どうぞ。

○招聘専門家 今の話でちょっと御質問なんですけれども、今のケースはちょっと前提

がいろいろ出てくるとは思うんですが、大学のテクノロジーを民間に移転したということは、恐らく実用化をしてもらうためには民間の企業がいいという前提だと思うんです。

他方において、このケース1というのは、B大学の人が独自に細胞培養ができてしまうという状況。そうしますと、このテクノロジーというのは、民間企業の手を借りなくても、要は社会で使える技術だというふうな見方もできるのではないかと思います。

そうしますと、そもそも何のためにテクノロジートランスファーしたんだという話になってしまうなと思ったりもするんですけれども。

○招聘専門家 私たちは技術移転をやるときに、そもそも、ちゃんとビジネスができる技術かどうかというのを厳選して技術移転をしていますので、恐らく民間企業の手を借りなくても、だれでもやれるという話になると、なかなかそれはビジネスとして成り立たないということで、そもそも特許権を得るというケースは、そこまでお金を投資していくというケースではないのではないかと思いますので、その議論になってしまいますと、話がずれてきてしまうかなと思います。

○座長 そうしますと、上の方がA大学のところが民間になった場合は、そういう特別な取扱いは少なくとも一般論としてはできないと。ケース・バイ・ケースで、もしかしたらできる場合があるかもしれないけれども、むしろもっと一般的に言えば、コマーシャルとしての取扱いが原則であって、例外があるかどうかというのは個別に判断するということですか。そういうことでいいのかな。

どうぞ。

○招聘専門家 民間の場合の話というのは、これは国費原資の話のガイドラインということですので、ファンディングをするときに民間企業が関与するようなマッチングファンドとか、そういったものでも民間企業が広く使われるべきツールを発明して特許を取ったときに、それをアカデミックユースに関して特許権を行使しないという宣言をさせるかどうかということになると思うんです。

要するに、そういう民間企業に対してもそういうルールを適用するのが妥当かどうかという話になるんですけれども、これはマッチングファンドとか何ファンドとか、そういうファンドの性質にもよると思うんですけれども、ですから具体論としてガイドラインのようなもの、あるいは何かリコメンデーションのようなものを出すとするならば、アカデミックユースというのはどういうものに当たるかとか、そういったことをまずは定義して、あとはファンディングごとに選べるということにするという趣旨で理解しているんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○座長 それでよろしいのかもしれませんが、多分A大学がどこかの民間に実施権か何かを移した場合のケースですので、それについて、どこかの大学が自由に使っていいかどうかというのは、相手が使っていいですよと言えば問題ないと思いますけれども、そうでない場合はどうでしょうか。

それから、一部お金が入っているというのは、後のQ6で御議論をいただくので、今は

すべてが国からの補助金で発明されたものというケースなんです。

○招聘専門家　やはり、国費原資だということを前提として考えるのであれば、やはり国としては、それを与えるときに何らかの条件づけをするのは当然だろうと思うわけです。

そうであれば、やはり相手方が大学の使用で、かつ本当に純粋なアカデミックユースであれば、それは例えば差止の権利であるとか研究を差し止めるとか、あるいは使用料の徴収とか、そういうことはある意味制限されてもやむを得ないだろうと言ってもいいのではないかと思います。

ただ、この場合はとにかく民間企業と大学なので、先ほど言った宣言するという世界ではあり得ない。この場合は絶対に許諾が出てくるし、問題は許諾の内容がどういうことかということだと思うんです。

では、アカデミックユースであれば、まず差止はしないしライセンス料はフリーだと言ったときに、ではアカデミックユースだったつもりが、すぐく発展してしまったり、それが大化けした特許で、すごいもうけたとかになったときにどうするかとか、そういうときは逆に言うと、特許権者の方、つまり特許権者である民間企業の方にリターンがあったっていいのではないかと、それはライセンスの契約の中でアカデミックユースに本当にとどまって、研究の目的というか内容がそうだと、結果としてもそうだったというときには、いいだろうと。当初の目的はアカデミックユースのつもりだったんだけど、そうではなくなってしまったときにどうするかとか、やはりそこはあり得るのではないかと思います。

だから、そこはどういうライセンス契約がいいのか。ある意味でフェアな、そういう議論をすればいいのではないかと考えています。

○座長　個別にしてしまうとまずいですか。個別の判断。

○招聘専門家　個別というのは、だれの判断ですか、国の判断ではなくて。

○座長　いえ、国の判断ではなくて、技術移転された民間が、今、B大学の人が使いたいというときの何らかの許諾は必要だとおっしゃいましたけれども、そのときに自由に使っていいかどうかというのは個別のケースによると。つまり、技術移転をされた民間の判断も含めてです。

○招聘専門家　国として、どこまで言えるかという議論があると思うんですけれども。

○座長　だから、私はそこがよくわからないんですが、つまり民間に技術移転としたということは、そもそもやはりある種のビジネスにつなげるという意図があって移転しているんだと思うんです。

それをB大学の人が自由に使っていいかというのは、使える場合もあるかもしれないし、使えない場合もあるような気がしますので、それを国の補助金だからといって自由に使えるというところまで言っているんでしょうかと、その辺がよくわからないので、今、質問しているんです。

○招聘専門家　ここで議論をしているのは、いわゆる試験研究の例外規定が適用される場

合は何ら問題がないわけですね。大学は試験研究にすればいいわけですから。

今、問題になっているのは、リサーチツールの発明の場合に問題でしょうということになっているわけですね。したがって、TLOあるいは民間に行ったら、その途端に使えなくなるということになると、全体の話ではないかと思うんです。対象にしている議論すべての話で、リサーチツールが問題なんだから議論をしていて、そのリサーチツールについて国がお金を出したものについては、大学に在る限りは、それは試験研究の例外に当たらないけれども、でも自由に使えるようにしましょうと。それが一旦民間の企業に譲渡されてしまったら、そこで急にだめになるということには、今までの議論の流れからいうと非常に矛盾を感じますけれども。

○座長 そうすると、それは大学にあるときにB大学が自由に使えるのであれば、民間に移転しても当然使えるという整理。

○招聘専門家 当然使えるという条件での実施権の許諾になるであろうと。したがって対価は安くなるということになると思います。

○座長 わかりました。今のはいかがでしょうか。

どうぞ。

○招聘専門家 私が先ほどちょっと申し上げましたこととも関係するんですが、独占的にだれかに特許を許諾して、そのビジネスが特にリサーチツールのビジネスだった場合の議論だと思うんです。

リサーチツールのビジネスをしているとき、勿論条件等があるわけですが、基本的に商業化されているものがあるときに、既に企業に許諾する前に大学がどこかの大学に既に許諾した分は別の手当ができるのでいいんでしょうけれども、民間に許諾して商業化がなされた後に完全に自由ですよ、フリーですよというのは、やはり売っているんだから、買ってくださいという道がないといけないのではないかと。ただ、もう既に許諾されている分については、その限りでないという運用は当然あっていいんだと思います。

あと、もう一つは、科学的なものは、あるいは買わないで使う場合には、事実上のライセンス料相当分の実施許諾という線もあっていいのではないかと思います。そうしないと、大学で自分たちで調達した方が便利だとか、安く付くとか、そういうことは十分にあると思いますので申し上げている次第です。

○座長 招聘専門家のお二方のお考えは互いに少し違いますが、両方正しいのか、もし御発言あったら、どうぞ。

○招聘専門家 どちらがより技術が広まっていくかという非常に本質的なところだろうと思うんです。独占させることによって企業化が成立して、リサーチツールについてどんどんよくなっていくというものが広まっていくと考えるのか、それともここでリサーチツールというふうに、失礼、発言を止めますけれども、そういうふうに考えるのか、いや、そうではなくて、もともと大学にあったものなんだから、いわゆる、だれでも使えますよという状態、だれでも使えるというのが少し商業的にいい形を持っていけば、そうすると自

分でやるよりも、そちらから買った方がかえって安いねというような話の方がいいのかと、その判断ではないかと思うんですが。

○座長 今の御意見はいかがですか。

○招聘専門家 これもやはり大学が何ができるかという議論に基づきますと、最初に大学にあったものを民間企業に移すときの条件づけで、どこまで規定できるかという問題だと思います。

実際に先ほど話題となった試薬などの場合に、B大学の方が特許を見て、自分のところでつくるかという、それがライセンスされた企業から買った方が安ければ、そちらから買うわけですね。だから、製造することに対する権利は、移された民間企業は持っているわけで、そこに対して利益は出るはずなんです。

だから、ライセンシングする際の条件づけと実際の特許の使い方の問題で、これはそんなに難しい問題ではなく解決できるのではないかと私は思いますけれども。

○座長 要するに、どこまでガイドラインみたいなもので一般化するかということとの関連だと思うんです。私は個別には難しくないような気がするんです。私は個別にってしまった方がいいかなと思ったんですけれども、どうももう少し原則論を進めた方がいいという御意見もあるわけですので。

どうぞ。

○招聘専門家 バイ・ドール適用の条件づけという場合には、第三者にライセンシングするときにも付けて回るわけですね。報告義務等は、今、付けさせられている。それは民間企業から非常に不満が多いんですが、それでも国の指導だからという理由をもってやっているわけです。

座長がおっしゃるように、どの辺までを国がガイドラインとして出すかというのがキーポイントだと思いますが、総論的には必ず出せますし、その折衝度をきちんと議論できるようなラインを出せるかどうかかなんですが、それは個別論になるかなと。

あとは書きぶりだけだと思います。例えば、ライセンシングする相手に対する条件を今のバイ・ドール適用のように報告義務を課すか課さないか、あるいは外国企業に対してやるかやらないかという辺り、その辺の議論が実際の文言を変えたときには出てくるんだと思いますけれども、その辺りでいいかもしれないですね。

○座長 今、かなり収束していますが、嫌という御意見はありますか。

○招聘専門家 嫌という意見ではないんですが、皆さんの意見を聞いていて、何となく頭が自分なりに整理してきたかなと思ってはいるんですけれども、リサーチツールとか、そのリサーチに関する方法とか、そういうものに関しては、技術移転を行うときに余り独占するというのは好ましくないということで、広く使っていただけるような形で技術移転するというのも私たちのスタンスとしてありますので、皆さんが言っていることと余りずれないかなと思ってはいますし、非独占で広くライセンスをして、ではアカデミックにはというときには、そこは無償でやれるような仕組みをつくるとか。

ただ、どこか1社に独占させて管理してもらった方がいいケースもあるわけです。例えば試薬であったりとか、そういうところであった方がちゃんと製品の質とかも管理してただけたりということがありますので、そういう意味で試薬とかどういう範疇にした方がいいのかはちょっと難しいですけれども、独占させた方がベターなケースもあることはありますので、そういうケースであれば、例えば大学とかに使わせる場合には、そこは安くしたりとか、アカデミックユースの議論になってしまうのかもしれないんですけれども、アカデミックユースかコマーシャルユースかというところで、私たちの方で価格の調整はしてくださいということで、技術移転をするときの条件づけというのはできるかなと思います。

○座長　そうしましたら、やはり文章化したときに、今のようなことをもう一回議論させていただくということでどうでしょうか。

○事務局　仕上がりイメージを御提示させていただいた方が整理学的にはわかりやすいという感じがします。

○座長　それで、あとはどういうことを議論していただければいいですか。今ので、私は大体イメージとしては、上のAのところが民間というのは、ある程度御議論いただいたような気がするので、次は。

○事務局　次は、ユーザーの方に民間企業が入った場合を想定するんですが、この場合には、基本的には使う側が民間なので、コマーシャルベースというのが基本的考え方で、ある程度合意がされていると思うので、それでよろしいかどうかということ。

それから、民間なんだけれども純粋研究になった場合に、大学の先生が権利を持っていて、民間企業は純粋研究、アカデミックユースオンリーでやるといった場合にどう考えるのかという、国費原資のものが大学が権利を持っていて、民間でアカデミックユースをするというときにまで厳密な通常に商業ベースの契約まで持ち込むのかどうかということの整理をしていただければと思います。

○座長　要するに、Aの方は大学でBの方が民間ということですね。いかがでしょうか。

○事務局　大学の宣言しているのについては、たしか前回のお話だと、大学に限ってアカデミックユースという話を、要するに民間企業の場合にはアカデミックかコマーシャルは関係なしに、それはちゃんと対価をいただきますという整理になっていたかと理解しているんですが。

○招聘専門家　ちょっと微妙なところがあるんですが、まず東京大学の中では、学内に関しては取らないようにと、要するにアカデミックユースでフリーであるということを契約上お願いしています。これはお願いなので、そうしているわけではないんです。

それから、民間からの件は、前回も申し上げたんですが、取りたいのはやまやまなんです、それを強く言うと我々が使うときにもお金を払うことになりますので、そここのバランスではないかということで、希望としてはありますが、押し付けることはしないと。

○座長　どうぞ。

○招聘専門家　　バイオは特に、今、ベンチャー企業で小企業ばかりでしょう。でっかい商売をやっているところはほとんどないですね。特許庁の方はよく御存じだと思うんですけども、特許というものは1本を10か国に出すのに2,000万かかるんですよ。ですから、それを回収するというのは、ものすごく大変で、ですからとにかくいろんな技術がある先生が設立して、それをどんどん広げてくれて、今、先ほどの民間企業がライセンスを受けたと。要するに実施権を受けたと。すると、その会社はその技術をいろんなところで使ってくれないと、ビジネスにならないから全然悪い話ではないんです。

それで、物を売るのはその会社しかできないわけですから、どんどんいろんなこと使ってくれて、お願いするほど使ってもらって、それは要するに研究成果として、それぞれがやってくればいいんです。

ただ、最終的にはそれを生産して、いわゆる人口に膾炙された技術として、自分たちが製品をつくって売れていけば、ひょっとすると2,000万の投資を回収できるかという世界だと思うんですね。

ですから、先ほどのTLOの方のお話などは、もう何の問題もないと思うんです。ライセンスを受けた民間会社が一生懸命生産をする。1日も早く物をつくる。それでA大学あるいはA先生はいろんなところにその技術を徹底的に使っていただくような条件を国としてつくっておくということで、そこは別にものが売れるわけではないわけですから、全然整合すると、私は思いますけれども。

○座長　　そのBが民間の場合はどうですか。

○招聘専門家　　もう全く同じですね。だから、私の議論は全くはっきりしていて、特許というものは、要するに物が売れるか売れないかだけの結論ですよ。ですから、要するに民間企業であろうと大学であろうと、大学だって今は一発間違えると、実は変な民間企業よりもよほど商売やっています。ですから、なかなかそういう意味での大元を探るような形の決着というものは、ガイドラインとしては非常にわかりにくいものになる可能性があるんで、ですから、やはり最終的には特許というものはこういう条件で、こういうことに至ったときは話は別だよという線なんだと私は思うんです。それ以外に線が多分引けないだろうと思います。

要するに、至ったところは何かということ、全く特許は独占権を持っているわけですから、保全をして、だれにも使わせないという権利ですから、それにものすごく金と労力を費やしているわけですから、その一線を引いてあげさえすれば、だれがどう使ってくれようと、それは逆に権利を持っている側からすれば、非常にありがたい話になるんだろうと私は思います。

○招聘専門家　　Aが大学でB民間企業の場合の議論は、まさにアカデミックユースというのが一体何かのかという議論とかなりリンクしているように思います。つまり、民間企業におけるアカデミックユースというのはあり得るのかということです。

先ほど、招聘専門家のお一人がおっしゃいましたように、仮に属性とかで考えていくと

きには、例えば、大学であるとか研究者の属性とか、そういうことを考えていくと、今、民間でアカデミックユースという概念はないだろうみたいな、ネガティブな結論はあり得るかもしれないですね。

ただ、逆に今度は特許法の目的というところから考えたときに、要するに研究の社会への無償の貢献ということをしてしかおっしゃったと思うんですけども、それは非常に大事な議論だと私は思っていて、もしそのところに着目するんだったら、民間企業でも場合によってはアカデミックユースという概念があり得るかもしれないという議論になるのかなとちょっと思いました。

いずれにしろ、ただ、何かすごく対立するように見えているんですが、実際はライセンスをどうするかという議論になっていって、結局アカデミックユースの場合には、許諾は必要だとしても、要するに差止はしないよと。仮にそこでアカデミックユースと言いながら、結果的に、例えば利益が出たら還元するよとかそういうことであれば、相手が民間企業であった場合にもアカデミックユースと言ったって、それは論理的にはおかしくないだろうなという感じは、純粋に法律家からすればします。

ただ、これは非常に社会的な影響が大きい議論だと思いますから、企業の方がどういふふうを考えられるかという議論をかなり聞きたいと思いつつ、今話しているところですけども。

○招聘専門家　　今の話にやや関連して、アカデミックユースというか、あるいは別の名前で言えば、研究ライセンスという言葉を使ってもいいかなと思うんですが、この議論をしている前提となったときに、前例として出てきたNIHはどちらかというと、営利機関か非営利機関かというので機関の属性によって分けています。それで非営利機関のところはなるべく広く解放するべきだというポリシーを立てています。

では、営利機関のところは何も書いていないかというと、多少トーンは違いますけれども書いてあります。そのときに、例えば、NIHや営利機関における社内利用を商業開発から区別したらどうかということです。別のところでは、例えば、研究ライセンスというものを活用したらどうかということを推奨しているわけですけども。したがって、当然民間企業が入ってくる場合は、どこまで縛れるかというのは当然ありますけれども、いろんなツールがあり得るのではないかと思います。その中にはアカデミックという言葉がいろいろのどうかは別なんです、商業ライセンスというのと区別された研究ライセンス。これは先ほどの権利者が民間になったときも同じ議論だと思うんですが、要するに特許は排他権でどこかにライセンスしたら、商業化しかないというのではなくて、商業化のライセンスと研究ライセンスというのは並立し得ると思います。少なくともそういうツールは利用可能であるということは、ガイドラインとして書いておいてもいいのではないかと思います。それはどの場合も、民間が入ってくる場合においても書いておいていいのではないかなという気はいたします。

○招聘専門家　　民間企業の立場で申し上げますと、一言で言うところにはバランスの取れ

たガイドラインであることが必要であり、一方的にどちらかが有利になっているとか不利になっているというのが一目瞭然みたいなガイドラインは、やはり産業界はなかなか納得できないというのが、まず基本にはあると思います。

もう一つ、実は第1回目の議論で私がちょっと申し上げたのですが、対象を余り限定しないで議論すべきだろうということで今回話が進んでいるんですけども、今、議論しているのは、やはりリサーチツールの問題や特定分野の研究に関するものなんですね。ある程度の対象の縛りがないと、すべてがこういう形でコマーシャルかアカデミックかで区別されて、民間と大学との間のガイドラインが広く適用されてしまうような形になると、思ってもみないような議論を巻き起こすような気が私はしています。

○座長 限定というのは、リサーチツールか否かという限定ですか。

○招聘専門家 あくまで、その研究に限るような内容だということだと思います。

○座長 ちょっと、もう一つ教えていただきたいのが、発明者が大学で使用者が民間の場合、やはり不実施使用料みたいな議論が出てくる可能性がありますので、そこはもともと議論のあるところなんです。そういうのはどういうふうに、ですから純粋にそのノンコマーシャルで、整理して、一定の範囲内で極めて民間でもアカデミックなことに限る場合はいいということでもいいのか、不実施使用料みたいなものとの関係をどういうふうに、余り今そこの議論に入ってしまうと、また混乱してしまうので、今、私としてはそこに余り入りたくないんですけども、いずれやらなければいけないかもしれませんが、そういうのは余り考えなくてもいいですか。

○招聘専門家 不実施補償ということですか。不実施補償とは直接には。

○座長 というのはアカデミックなものを、つまりさっきの分類だと、要するに利益を直接生むということでない場合というふうに限定してあるからいいということですか。

○招聘専門家 そうですね。というか、必ずそれを義務づけるかどうかはケースに応じていろいろ考えなければいけませんけれども、排他的にライセンスしなければいけないとしても、研究ライセンスと、排他的な商業化ライセンスが併存し得る場合というものもあるだろうということなんです。

○招聘専門家 実際の大学とか公的研究機関が企業にライセンスをするときの不実施補償の契約の条項では、要するにその試験研究の範囲では自由。要するにお互いに自由なんですけれども、逆にライセンスをしている大学の側も自分もやるよということを言っているんですけども、それを前提として、それを超えたときに不実施補償という議論をしているはずなので、問題はそこの言っている試験研究という範囲が、余り大学側も企業側も今までそんなにぎちぎち詰めなかったというのはあります。

いわゆる特許法69条1項なのか、そうであれば、その解釈の範囲がどこなのかというのを余り今までぎちぎち詰めずに、お互いにそれはそうだねという感じで不実施補償の議論はしているので、そこのところは、もしかしたらそんなにシビアな議論ではなく、つまりアカデミックユースでと言っているものは、何となく今までの実務の中で不実施補償の対

象外だねとお互いに思っているものの中に入ってしまうのではないかなという感じはちょっとしていますので。

○招聘専門家　不実施補償を交渉しなくてはいけないというケースというのは、大学と企業が競願であるケースだと思うんです。ということは、企業の出資も入っている、民間の出資も入っているケースの場合に、国の補助金と民間の出資が入っている場合に、同じ議論をする必要があるのかどうかというのは御検討いただきたいんですが。

○座長　わかりました。それは別途にまた、今のケースの外ですので別に考えさせていただきます。

○招聘専門家　私もそれでいいと思います。ここの議論の範囲というのはリサーチツールに限定していますので、そもそも大学側も実施するということで、不実施というケースは余りないのではないかと思います。

○座長　わかりました。どうですか。かなり整理ができつつあると思います。

○事務局　はい。ケース1については大分整理が進んだのではないかと考えています。事務方の都合で恐縮なんですけど、ケース2とか3とか4とかございますので、争点は大部分絞り込まれておりますので、少しそちらの方に。

ケース2というのは、単純に言いますと、民間のお金が入っている場合で、国費がすべてではないという場合でありまして、その1点だけで御議論いただければ、あとの整理はオートマチックかなという感じがします。

○座長　資料5のどこですか。

○事務局　済みません。資料5の3ページでございます。

○座長　ちょっと説明してください。

○事務局　ケース2でございますが、発明の中身については省略させていただきますが、共同研究で民間のお金とマッチングファンドの国のお金が両方入っている場合がございます。単純化するために発明者は両方。大学の先生と民間企業の研究者。権利は大学と企業の競願という形になります。

こういった場合に、利用者が大学の先生であった場合を想定しているんですが、そのときに国費出資ということで、ケース1の場合と同じような考えでいいのか。あるいは民間企業が権利者として考えている場合と同様に考えていいのか。その整理を少ししていただければと思います。

○座長　これは国のお金と民間と両方お金が入っているという場合ですね。

○事務局　はい。

○座長　わかりました。では、よろしくお願いします。

先ほどは国のお金だけだったんですが、今度は民間が入っているということで、しかも特許権者が大学と企業の共有であるという場合です。

どうぞ。

○招聘専門家　こういうケースは、実は多いんですけれども、大学と企業が特許を共有

するときに既に契約が結ばれているのではないかと思うんです。共同出願契約等、あるいは実施契約等。その契約に相当縛られてしまうという可能性が高いようなもの。そこで初めて、多分不実施補償をしているか、していないとか、企業がどこまで独占するというところをしているのかどうかの議論が、このケースでは大きな問題になるのだらうと思います。

私たちが経験することが多いのは、最近では大学側も学内のリサーチツールとしての使用は要求していると思うんですけれども、他大学に対するリサーチユースとしての要求は今までされたことは、私どもはないです。

民間の中においてリサーチユースについて、ではそれで大学と同じように自由にさせてくださいと本格的な交渉はしたことはないんですが、そういうケースにはまだめぐり合っていないくて、どちらかと言うと、学内ではリサーチユースは自由に使えるけれども、民間の場合には、もう自分たちが使う分についても、大学に対してその特許はある程度優先的に使うために何らかの実施契約を結んでいるケースが多いです。

そうすると、もうそのケースでなかなか自由に民間企業等にに使わせてあげてほしいという契約を無視することになりかねないのではないかなということを懸念しています。

ということで、このケースを議論するときには、どういう共同出願契約があるのかということも併せて議論しておかないと、議論ができないのではないかと思います。

○座長　つまり、使用者であるD大学が自由に使えるかどうかというのは、中身によるという御説明ですね。

○事務局　ちょっと補足させていただきます。今、ガイドラインをどうつくるかという想定を考えていまして、国のお金が入っているので、このガイドラインをやったときに、こういう国のお金が入った大学と民間企業との共同出願契約、あるいはその特許権の行使のための契約を結ぶときに、国のお金が入っているんだから、契約の中には大学のアカデミックユースに対しては、特段の配慮をすべきというような契約状況を盛り込んだ方がいいのではないですかというようなガイドラインをつくることは可能なかというような話を考えているわけです。

○招聘専門家　ちょっとケース2の使用の形態を見ると「このスクリーニング方法を使用して、多数の化合物の中から活性のあるものを精製し」と。ここまではいいんですが、これから先の「特定疾病治療薬の有効性及び安全性」と、ここまで来ますと、かなり製剤化に近いところまでやられる研究なのかなという感じがちょっとしたんですね。

だから、アカデミックユースの概念はどういうのかということにもよって、これはもしかしてかなり実用化に近いところに言っているのではないかなという感じがちょっとありまして、そこがケース1と違う感じがちょっといたしております。だから、ここも1つポイントなのではないかなと思って、このケースを見たんですけれども。

○座長　ケース1と同じにしてしまうとまずいんですか。

○事務局　一応、当初の予定では、いろいろ紛れの部分が少しずつ入っている方が整理がいいかなと。要するに、ケース1とケース2で、実はお金のところだけしか違っていな

いですよという話だったら、ケースをMかけるNで行くと十幾つつくらなければいけないという話があるので、少しケース2の中でバリエーションとして御検討いただければと思っていますんですが、アカデミックユースとコマーシャルユースが、ここまでぎりぎりした話になってくるといのは当初想定になったものですからあれなんです、実は薬のスクリーニング方法の特許というのは、招聘専門家のお一人がおっしゃったように、大学中の研究においても実際の創薬というか、そのところに非常に近いところがあって、それは基礎研究なのか応用なのか、開発研究なのかというというのはなかなか区別しにくい部分がありまして、そこはちょっと偏っているのではないかと如果说れば、典型的な例なので、こういうのは議論していただいた方がいいかなと思って出した次第でございます。

○座長　それでは次の招聘専門家の方、お願いします。

○招聘専門家　現場の話なんですけれども、割と化合物を持っている研究室もないわけではないので、あり得る話だったりするケースです。その有効性、安全性までやるかという、そこはまた別の例えば、民間の力を借りないといけないところだと思いますので、例えば、活性のあるものをヒットするというか、そういうのまで抽出するということは、レアなんですけれども、現場では行われているケースです。

一方で、スクリーニング方法を考えるときに、化合物だけなのかというと、意外と化合物だけでなく、割とバイオの研究の中では遺伝子と遺伝子が絡み合って、何か機能を出すということがあって、そのスクリーニング方法でかかっているターゲットをよく遺伝子と言うんですけれども、それと関係する遺伝子を見つけるということが割と大学の研究者、基礎研究、アカデミックの中ではやられていることですので、特許権の一般的にスクリーニング方法で書かれているような特許権の効力の範囲内には入るような行為を割と大学の研究者、バイオ研究の中ではやられていることはありますので、アカデミックユースというケースでも、この使用形態というのはいり得る話かなと思います。

○座長　この文章だけですと、灰色みたいな感じだということですね。文章だけから判断すると、両方の解釈ができると。

しかし、余り事務局の質問の答えにならないので、この文章の解釈論をしても、事務局は余りメリットはないわけでしょう。

○事務局　不毛の議論に近くなると思うんです。紛れがどれくらいあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○座長　どうぞ。

○招聘専門家　多分資金源が2つのあったときに、ガイドラインを適用するかどうかということだと思うんですが、恐らくその出てきた研究成果というのが、お金とのリンクが明確に付けば、これはそもそも切り外して考えればいいので、そこは及ばないということになると思うんですか、問題は要するにお金は2つから出てきて、出てきた成果が1つという場合なんだと思うんですが、またまたN I Hの例ばかり言い出して恐縮でございますが、彼らはどう言っているかというと、お金を出したスポンサーとN I Hのガイドライン

をシェアするということをエンカレッジするという表現を取っています。

当然、資金源を出した民間企業の意味というのはあるわけですから、それを無視はできないけれども、せっかくこのガイドラインがあるからとするならば、こういうものをなるべく共有してもらえないかというお願いをするということだと思いますが、そういう書き方ができるのではないかという感じがいたします。どこまでそれが実行的がどうかは、また別の話ですけれども。

○招聘専門家　それが最後のとりでかなと、とりでというほど強くはないんですが、最後の手段かなというふうには思うんですが、東京大学などでは、先ほど、座長はマッチングファンドとおっしゃって、マッチングファンドの場合は先ほどの国費原資の条件づけでどうにか対処ができると思うんです。国費を出すときに民間企業の資金があったとしても、こうしてくださいということ。

ここで我々大学内部でも悩むのは、大学は科研費であったり、独自の国費原資の資金だったんですが、そこへ突然民間企業が遊びに来て話をしていたら特許が出てしまったというケースなんですね。これは非常に厄介なので、今、大学の中では余り浸透していないんですが、できる限り事前の共同研究契約を0円でもいいから共同研究契約をしてくださいということをお願いして回っている最中です。共同研究契約が事前にありさえすれば、その中で記述できますので問題はないと。

すると、突然出てしまうというのをどれだけ防止できるかという問題で、特許は突然出てきますので、それに関しては事後処理ということになって、それに関しては、先ほどの招聘専門家が言うように、お願いベースにならざるを得ないかなと。

もう一点、先ほど、ちょっと出た、この場合に関しては不実施補償との関係が出てきます。大学の中で使っているという事実が出る場合には、不実施という形態になりませんので、それに対しては事前の契約がやはり必要という形になって、不実施補償という名に反するような、要するに大学内では実施するんですが、お金ちょうだいという契約もあり得るということではあるんですが、配慮がひとつ必要かなというふうに思います。

○座長　そういうのを不実施補償と言うんですか。

○招聘専門家　言わないと思います。

○座長　どうですか。

○事務局　あとは私の努力次第だと思います。

あと、ケース3、ケース4の場合もあって、少しずつ微妙に変化しているものなんでございますが、とりあえずケース3のところについて、少しお知恵をいただきたいと思っていまして、5ページでございませうけれども。

○座長　もう余り時間がないです。

○事務局　すぐ終わると思います。ケース3の場合は、同じ先生が異動した場合。これはE大学の先生がやった研究を、その大学にいたときに特許を取ったんですが、その後、研究の拠点が変わってしまった場合に、引き続き研究が自由にできるようになるのか。な

らないのかというところの整理を少しいただければと思っていますけれども、お金は一応紛れないように国原資という形でしておるんですけれども、ちょっとこのポイントだけ御議論いただければと思います。

○座長　いかがですか。どうぞ。

○招聘専門家　これはデューク大学の例にかなり近いのではないかなという気はするんですけれども、大学間の異動だけに限っているのであれば、恐らく民間は何も言えないし言わないはずですので、ただ、それで結論は終わってしまうと思います。この先生が仮に民間に行った場合とか、いわゆる試験研究がある意味で、今まで議論してきたリサーチツールという概念の中に含まれるのかどうかですね。これは分野はかなり違いますので、その2点の論点があるのではないかなというふうに思います。

○座長　今、ちょっと民間は難しいので、大学だけに限っていただいたとして、デューク大学のケースはもうちょっと複雑なような気が、あれは私はよく覚えているわけではないんですけれども、EとFがうまくいっていれば問題ないんでしょう。いっていないケースではなかったかと思います。

これはそういうことも含めてですね。ただ単純にEからFに異動になったと。そのときに元の研究が続けられるかどうかという単純なことであれば、できるだけそうして差し上げないといかぬというのが答えですけれども、それでいいかどうか。

皆さん、黙っているというのは、いいということなのか、よくないということなのか。

○招聘専門家　当然そうしていかなければいけないですし、研究者からのリクエストも非常に強いので、研究者の流動性ということを考えた場合に、これをやらなかったら流動性は出ませんので、東大の議論の中では、絶対にやるべき努力目標という形になっています。

○座長　では、お二人続けて。

○招聘専門家　私も当然やるべきだと思うんですけれども、要はこれは国費原資の場合の特許の使用円滑化のガイドラインに書くかどうかということで、私の当初の感触からすれば、特に書くほどでもないほど当然かなと思っていたんですけれども、逆にまだ浸透していないとすれば、そういったガイドラインをつくるときに、ついでにと言っては何ですけれども、書いておくことで理解を深めるということもよろしいかなという感じがいたしました。

○招聘専門家　機関帰属化を推進していくときに、大学の特に若手の研究者の中から出たのが、実はこの問題だったんです。機関帰属化してしまったら、若手の研究者はステップアップを考えて、ほかの大学に行くことを当然考えていたりする場合に、移ってしまったら自分のした発明を使えなくなるのかと。だから、機関帰属化というのは研究者の自由を奪うものではないかということを言う方がいらっしゃるということは、複数の大学の知財の方から聞いております。

ですから、ここはある意味で当たり前かもしれないんですが、きちんと書いていただく

ことは、すごく大事なかなと思います。

○座長 専門調査会の際にたしかおっしゃっていましたね。

○招聘専門家 そうです。

○座長 事務局が言うように、簡単に結論が出ていると言えば簡単なんですけれども、重要なことであると。

それで、時間ですので、そろそろ終わりにさせていただきますが、今日は非常に私は収穫が大きかったと思いますが、何か私はパネル討論会の座長をしているような感じで勝手に楽しんで申し訳ありませんけれども、今後の予定、その他についてお願いします。

○事務局 次回は、ちょっと時間が飛ぶんですが、6月9日の13時から15時。午後1時から3時を予定しております。できましたら、次回にはガイドラインの本当のたたき台のたたき台みたいなものをお見せして、それで少し表現も含めた御議論をいただき、ケースにまた戻るかもしれませんので、そういう形で準備をさせていただきたいと思います。

それまでの間に、御意見を伺ったり、個別に御相談を伺う場合もあるかと思いますが、是非御協力をお願いしたいと思います。

○座長 せっかくある程度、共通理解が出ましたので、余りこの対立的な意見を並べていただかない方が私はいいかと。

○事務局 わかりました。

○座長 済みません。閉会に先立ちまして、既に発言者の皆様に御確認をいただいておりますが、資料6に前回議事録を配布しております。本日の会議資料につきましては、公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○座長 それでは、そうさせていただきます。

では、本当にどうもありがとうございました。またよろしくお願いします。